**訪問介護サービス（生活援助中心）の頻回利用における取扱い**

1. **確認対象となる居宅サービス計画**

訪問介護における生活援助中心型サービスの利用について、**国の定める回数以上の**利用

を位置づける居宅サービス計画。

1. **厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護**

　　訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要 介 護 度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 基 準 回 数 | 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

　※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数は含まない。

1. **提出書類**

・ケアプラン確認依頼書（市指定様式）

・アセスメントシート（フェースシート）

・居宅サービス計画書1～3表

・サービス担当者会議の要点

　　・支援経過記録等（生活援助中心型の訪問介護サービスを位置づけた理由や検討過程が

確認できるもの）

1. **確認の提出時期**

当該居宅サービス計画を作成又は変更する場合は原則、サービス利用開始日までに提出すること。

※宇和島市では、当該確認行為を介護給付適正化におけるケアプラン点検として実施

するため、確認依頼書提出から結果通知までの期間において、提出したプランでのサ

ービス提供は差し支えないものとする。

1. **確認の結果及び確認後の流れ**

・保険者の確認後、結果を書面で通知する。

・保険者の確認を得た後も、介護認定更新（変更）時やサービス内容の著しい変更が生じた場合は再度確認が必要。

　　※提出された居宅サービス計画は、必要に応じて保険者が地域ケア会議の開催等に

より検証を行う。また、点検の結果、見直し等が必要と市が判断した場合は、事

業所へ見直し等求める場合がある。

1. **提出先**

　　高齢者福祉課　介護保険係

（関係法令等）

・宇和島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（第15条（20））

・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2

・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表

・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第四条

（参考）

・「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について（介護保険最新情報Vol.652）

・平成30年度介護報酬改定における各サービス毎の改定事項について（抜粋）（厚生労働省）

・平成30年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ(vol.７)（平成30年11月7日）の送付について

（介護保険最新情報Vol.690）